

9 利用できる介護保険サービス

要介護・要支援の認定を受けた方は、下記の居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービスの中から、ケアプラン等に基づいて必要なサービスを受けることができます。なお、要介護状態区分により利用できないサービスもありますのでご注意ください。

また、要支援1・2の認定を受けた方が、訪問介護や通所介護のサービスを利用する場合は、市の「介護予防・生活支援サービス事業」による訪問型サービスと通所型サービスの利用になりますので、くわしくは24ページをご覧ください。

◎居宅サービス

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

〔利用できる方：要介護1～5〕

ホームヘルパーが居宅を訪問して、介護や家事などその他日常生活上の世話などを行います。なお、サービス内容は下記の3つのサービスに分かれています。

（身体介護）入浴、排せつ、食事の介護など

（生活援助）掃除、洗たく、食事の準備など

（通院等乗降介助）通院などを目的とした乗車・降車等の介助

※要支援1・2の方を対象とした「訪問型サービス」のサービス内容などは、24ページをご覧ください。



②訪問入浴介護

〔利用できる方：要支援1・2、要介護1～5〕

入浴設備や簡易浴槽を備えた入浴車などで居宅を訪問して、入浴の介助を行います。準備・入浴・片づけまで、おおむね1時間くらいかかります。



③訪問看護

〔利用できる方：要支援1・2、要介護1～5〕

主治医の指示のもとで看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や助言、療養指導などを行います。

※難病（都医療券に記載された疾病）の方は、自己負担額を助成する都の制度があります。



④訪問リハビリテーション

〔利用できる方：要支援1・2、要介護1～5〕

主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。



⑤居宅療養管理指導

〔利用できる方：要支援1・2、要介護1～5〕

医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



⑥通所介護（デイサービス）

〔利用できる方：要介護1～5〕

デイサービスセンターなどに通い、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の世話、機能訓練などのサービスが受けられます。

※要支援1・2の方を対象とした「通所型サービス」のサービス内容などは、24ページをご覧ください。



⑦通所リハビリテーション（デイケア）

〔利用できる方：要支援1・2、要介護1～5〕

介護老人保健施設や医療機関などにおいて、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などのリハビリテーションが受けられます。



⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

〔利用できる方：要支援1・2、要介護1～5〕

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所（ショートステイ）し、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。



⑨短期入所療養介護（ショートステイ）

〔利用できる方：要支援1・2、要介護1～5〕

介護老人保健施設などに短期間入所（ショートステイ）し、看護・医学的な管理のもとに、介護や機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の世話などが受けられます。



⑩特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）

〔利用できる方：要支援1・2、要介護1～5〕

介護付き有料老人ホームなどに入居し、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話や、機能訓練及び療養上の世話などが受けられます。



⑪福祉用具貸与

〔利用できる方：要支援1・2、要介護1～5〕

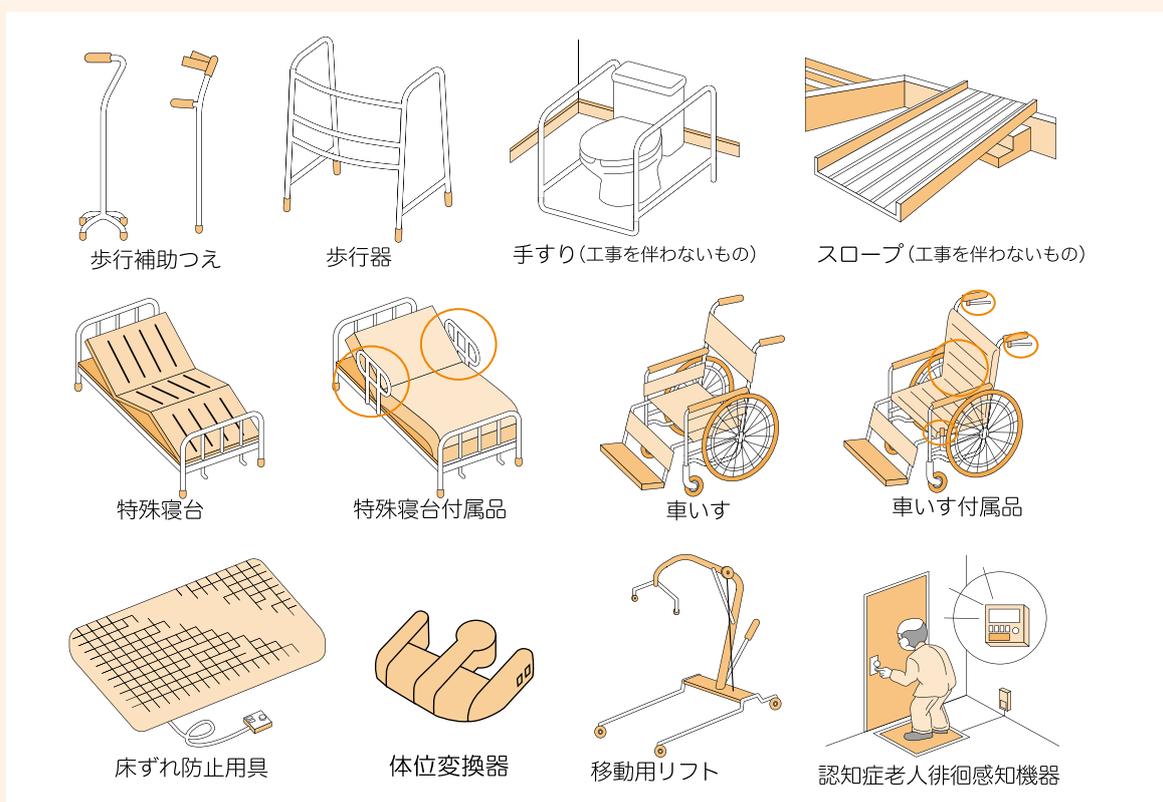
在宅生活に必要な車いすや特殊寝台、歩行器などの福祉用具を貸し出します。対象となる福祉用具は下記のとおりで、利用料はサービス事業者によって個々に設定されています。なお、適切な貸与価格を確保するため、品目ごとに上限額が設定されています。

また、介護保険では福祉用具の品目によって貸与されるものと購入するものに分かれており、貸与の品目を購入してしまった場合は、保険給付の対象となりませんので、ご注意ください。
(福祉用具購入については、25・26ページをご覧ください)

【貸与品目】

下記のとおり、品目ごとに利用できる方が決まっていますが、様々な疾患等によって国の示した状態像に該当する方については、例外的に貸与が行われます。くわしくは、ケアマネジャーにご確認ください。

利用できる方	貸与品目
要支援1・2、要介護1～5	○歩行補助つえ ○歩行器 ○手すり（工事を伴わないもの） ○スロープ（工事を伴わないもの）
要介護2～5	○特殊寝台（ベッド）○特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール、ベッド用手すり、スライディングボード等）○車いすまたは電動車いす ○車いす付属品（クッションまたはパッド、電動補助装置、テーブル等） ○床ずれ防止用具 ○体位変換器 ○移動用リフト（つり具部分を除く、バスリフト、段差解消機等）○認知症老人徘徊感知機器
要介護4・5	○自動排せつ処理装置



◎地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として事業所の所在地の区市町村にお住まいの被保険者だけが利用できるサービスです。

⑫定期巡回・随時対応型訪問介護看護

〔利用できる方：要介護1～5〕

定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問介護と訪問看護が連携しながら、日常生活上の世話、療養生活等を支援します。



⑬夜間対応型訪問介護

〔利用できる方：要介護1～5〕

夜間に、定期的な巡回訪問または随時の通報により、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の緊急時の対応などを行います。

⑭地域密着型通所介護

〔利用できる方：要介護1～5〕

定員18人以下のデイサービスセンターなどで、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練などのサービスが受けられます。

※要支援1・2の方を対象とした「通所型サービス」のサービス内容などは、24ページをご覧ください。

⑮認知症対応型通所介護

〔利用できる方：要支援1・2、要介護1～5〕

日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方が、デイサービスセンターなどで入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。

⑯小規模多機能型居宅介護

〔利用できる方：要支援1・2、要介護1～5〕

通所を中心として、利用者の状態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせ入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話などを行い、在宅での生活の継続を支援します。



⑰看護小規模多機能型居宅介護

〔利用できる方：要介護1～5〕

上記の小規模多機能型居宅介護のサービス内容に加えて、必要に応じて訪問看護が組み合わされたサービスが提供されます。

⑱認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

〔利用できる方：要支援2、要介護1～5〕

認知症の利用者が少人数での共同生活を送りながら、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。



⑲地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護付き有料老人ホーム等）

〔利用できる方：要介護1～5〕

定員が29人以下の介護付き有料老人ホームなどに入居し、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話が受けられます。

⑳地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

〔利用できる方：要介護3～要介護5（原則）〕

常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方が、定員29人以下の特別養護老人ホームに入所し、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話が受けられます。

※要介護1・2であっても、特例として入所できる場合があります（23ページ・介護老人福祉施設参照）。

◎施設サービス

②①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

〔利用できる方：要介護3～5（原則）〕

常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方が、特別養護老人ホームに入所し、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などが受けられます。

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）への新規入所については、原則として要介護3以上の方が対象となりますが、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる方は、特例として入所できる場合があります。くわしくは、各施設か市役所介護保険課へご相談ください。



②②介護老人保健施設（老人保健施設）

〔利用できる方：要介護1～5〕

病状が安定している方が在宅復帰ができるように、老人保健施設に入所し、看護・医学的管理のもとでリハビリテーションを中心とした介護や、その他必要な医療並びに日常生活上の世話などが受けられます。



②③介護医療院

〔利用できる方：要介護1～5〕

急性期の治療を終え、長期にわたって療養が必要な方が、医学的な管理のもとで、介護や日常生活上の世話、機能訓練、その他必要な医療が受けられます。



②④介護療養型医療施設（療養型病床群）

〔利用できる方：要介護1～5〕

急性期の治療を終え、長期にわたって療養が必要な方が、医学的な管理のもとで、介護や日常生活上の世話、機能訓練、その他必要な医療が受けられます。

※令和6年3月末廃止予定

◎介護予防・生活支援サービス事業

②⑤訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

〔利用できる方：要支援1・2、介護予防・生活支援サービス事業対象者〕

ケアマネジャーが、ご本人に適したサービスを決定し、ヘルパーや生活支援サポーターが訪問し、介護や家事の身の回りの援助を行います。

（身体介助） 一例：入浴や着替え、おむつ交換など

（家事支援） 一例：掃除、洗濯、買い物、調理など



②⑥通所型サービス（デイサービス）

〔利用できる方：要支援1・2、介護予防・生活支援サービス事業対象者〕

ケアマネジャーが、ご本人に適したサービスを決定し、通所型サービスの施設で、体操や生活機能向上等の活動を行います。

（半日デイ） 3時間以上5時間未満

（1日デイ） 5時間以上



②⑦短期集中型サービス

〔利用できる方：要支援1・2、介護予防・生活支援サービス事業対象者〕

運動機能向上を目的とした短期間（週1回・12週間）の少人数制のプログラムです。訪問型と通所型があります。

10 福祉用具購入・住宅改修について

要介護・要支援の認定を受けている方が、福祉用具を購入した場合やお住まいの改修をした場合、費用の支払い方法は2通りあります。

※詳しくは27ページをご覧ください。

福祉用具購入

要介護・要支援の認定を受けている方が、下記の福祉用具を特定福祉用具販売事業者から購入した場合、1年間(4月1日～翌年3月31日)で10万円を限度に保険給付の対象となります。申請により負担割合に応じて対象額の9割から7割を支給します。

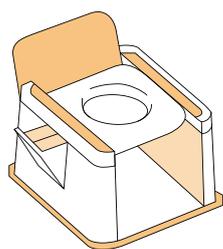
購入しようとしている福祉用具が保険給付の対象かどうか、事前に特定福祉用具販売事業者や担当のケアマネジャー等にご相談ください。

(福祉用具貸与については、20ページをご覧ください)

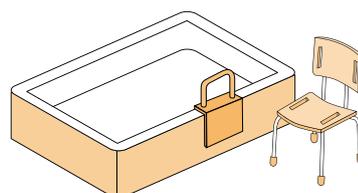
【対象となる品目】

- 腰掛便座(ポータブルトイレ)
- 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽台、バスボード、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

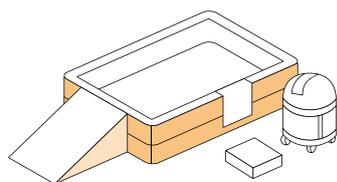
※原則、同一品目を2つ以上購入することはできません。



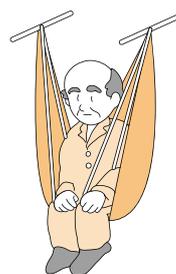
腰掛便座



入浴補助用具



簡易浴槽



移動用リフトのつり具の部分

【申請手順】

① 特定福祉用具販売事業者や担当のケアマネジャー等に購入する福祉用具が保険給付の対象かどうか確認する。

② 特定福祉用具販売事業者で希望する用具を購入する。その際、領収証とその用具が掲載されているパンフレット等（写し可）を受け取る。

③ 申請書等を市役所介護保険課へ提出し、審査を受ける。

【提出書類】

- 介護保険福祉用具購入費支給申請書
- 領収証の原本
- 購入した福祉用具のパンフレット等（写し可）

④ 福祉用具購入費が支給される。

※ 特定福祉用具販売事業者とは、都道府県の指定を受けた販売業者のことで、特定福祉用具販売事業者以外で購入された場合は保険給付の対象となりません。

住宅改修

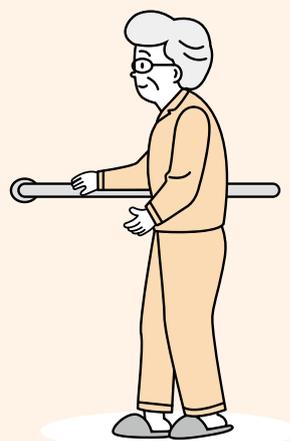
要介護・要支援の認定を受けている方が、下記の種類の住宅改修を行った場合、20万円を限度に保険給付の対象とし、申請により負担割合に応じて対象額の9割から7割を支給します。

なお、改修予定の箇所が保険給付の対象かどうか、事前に担当のケアマネジャー等にご相談ください。

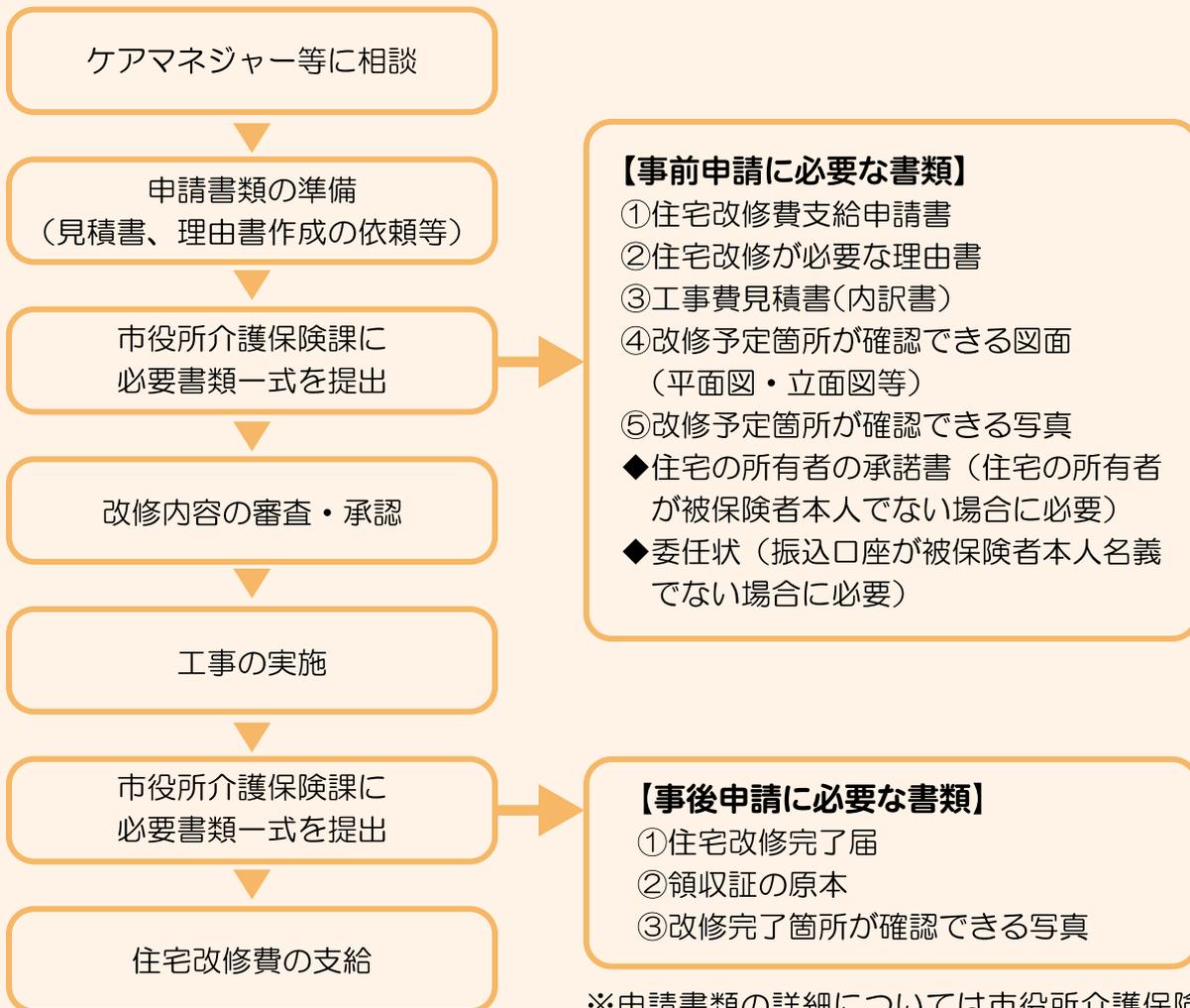
※改修工事の着工前に申請が必要です。申請より先に工事をした場合は、支給されませんので、ご注意ください。

【対象となる品目】

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる工事



【利用の流れ】



※申請書類の詳細については市役所介護保険課までお問い合わせください。

【福祉用具購入と住宅改修の支払い方法について】

支払方法は2通りあります。事前に担当のケアマネジャー等へご確認ください。

受領委任払いの場合

立川市に受領委任払いの登録がある事業者であれば、自己負担分のみを支払うことにより購入・改修を行うことができます。

償還払いの場合

いったん費用の全額を事業者に支払い、あとで保険給付分を立川市から受け取ります。